# ・・・4 平和と人権を尊重するまちをつくる。・・

世界の恒久平和や人権が尊重される社会の実現は、 人類共通の願いであり、時代を超え、国を越えてつぎ の世代に伝えていかなければならない。

しかし、世界各地での紛争は絶えることなく、これまでの様々な差別や人権侵害に加え、社会状況の変化に伴う新たな人権問題も顕在化している。

区民一人ひとりの平和と人権を尊重する意識を高揚するため、各種の施策に取り組んでいる。

## (1) 平和を尊ぶ心を育む

世界が平和であるためには、私たち一人ひとりが平和を希求する心を持ち、周りの人、さらに後世の人に 平和の尊さを伝えることが大切である。

区では、平和を尊ぶ心を育み、人びとへ伝えていくため、昭和58年に「非核都市練馬区宣言」を行い、区立施設に「非核都市練馬区宣言パネル」を設置している(宣言文は裏表紙参照)。さらに、平成7年に、光が丘公園内に「平和祈念碑」を建立し、平和への願いを発信している。また、音楽を通して、平和の大切さ・尊さに思いを寄せ、世界の恒久平和を祈念しようという趣旨で4年度から「平和祈念コンサート」を実施している。

#### ●平和推進事業

## 1 平和祈念コンサート

平成21年9月3日に練馬文化センター・大ホールで、 「守りたい 音楽が流れる 平和な世界」をテーマに開催した。

出演者は、ヴァイオリニストの大谷康子さんとピア ニストの藤井一興さん。

また、練馬区と友好都市交流を続けている中国北京 市海淀区、オーストラリア・イプスウィッチ市から送 られた平和への思いを込めたメッセージも披露した。

#### 2 平和祈念パネル展

21年8月6日~17日に練馬区役所1階アトリウムで開催した。

空襲によるまちの被害の状況、戦時中の人々の暮らし、戦争の影響を受けた光が丘地区を写したパネル等を展示した。

## (2) 人権の尊重と男女共同参画を進める

平成20年7月に実施した区民意識意向調査によると、「今も社会に差別があると思う」区民の割合は、81.1%であった。

現在でも同和問題やDV(配偶者などからの暴力)・ 児童虐待をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、 外国人、HIV感染者等、および犯罪被害者等への二次的 被害など、様々な人権問題や差別が存在している。

さらに、社会状況の変化に伴い、路上生活者、性同一性障害、インターネット上の人権侵害など、新たな 人権課題も顕在化している。

また、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識が根強く残っているとともに、賃金格差や採用·昇進、出産や育児に関してなど、社会における様々な場面で未だに女性への差別が見受けられる。

様々な立場の区民がその能力を活かしつつ、互いに 尊重し差別なく暮らせる地域社会を築くためには、区 民および区職員が人権についての深い理解と認識を持 つことが大切である。

## ●人権尊重の理解を深めるための啓発

区では「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (平成12年施行)」の基本理念にのっとり、人権尊重に 対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行 っている。

## 1 人権啓発事業

## ア 「講演と映画の集い|

毎年12月の人権週間に併せて、様々な人権問題についての講演と映画の上映を行い、人権尊重意識の普及・啓発を図っている。

21年度は「みんなで築こう 人権の世紀〜考えよう相手の気持ち 育てよう 思いやりの心〜」をテーマに、地下鉄サリン事件被害者の会代表世話人 高橋シズヱ氏による講演「突然、犯罪被害者になった私〜被害者の尊厳と権利を考える〜」と映画「おくりびと」の上映(参加者596人)を練馬文化センターで行った。

## イ 映画会「まちかどシネマ」等

多くの区民が気軽に参加できるように、区立施設で 年2回程度人権啓発映画の上映会「まちかどシネマ」を 行っている。また、様々な人権課題の当事者の声を聞 く講演会「人権トーク」も実施している。

#### ウ 啓発映画ビデオや資料パネル等の貸出

各団体の研修会や個人等での利用に供するため、同 和問題等の啓発映画ビデオ等を所蔵し、貸出している。

## エ 区報による啓発

人権についての啓発記事を掲載している。

21年度は、11月21日号に「犯罪被害者の人権を守る ために」を掲載した。

## オ 啓発用小冊子発行

20年度に実施した人権週間の「講演と映画の集い」の 講演録「障害のある人と社会~だれもが暮らしやすい時 代に~」(毎日新聞夕刊編集部員 野沢和弘氏)を発行し た。

## 2 犯罪被害者等支援施策の総合的推進

犯罪被害者等に関する問題を人権問題としてとらえ、 二次的被害防止の取組を中心に、犯罪被害者等支援施 策の総合的推進を図っている。

21年3月には「練馬区犯罪被害者等支援基本方針」を 策定した。

また、22年2月には、すべての区職員が犯罪被害者等の立場を理解し、窓口での不適切な対応による二次的被害を防止するとともに警察や民間団体等と連携を図りながら区の犯罪被害者等支援を一層効果的に推進するため、職員用の「犯罪被害者等支援の手引」を作成して区の各課等に配付した。

#### 3 職員研修の充実

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」および「練馬区職員研修実施計画」にのっとり、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として人権問題を正しく認識し、それぞれの行政において適切な対応が行えるように、職員研修を実施している。

### 4 厚生文化会館の人権尊重に関する事業

住民相互の交流や高齢者・児童の福祉を増進すると ともに、人権尊重活動を推進することを目的に昭和48 年5月に開設した。

会館には、集会室、敬老室、児童室および学童クラブ室のほか、人権図書コーナーを設け、子どもから高齢者まで利用できる。

また、会館の円滑な運営を図るため、区および地域 住民等で構成する、厚生文化会館運営協議会を設けて いる。

## ●男女共同参画に係る啓発の推進

男女が個性と能力を十分に発揮することができる男 女共同参画社会の実現のためには、性別による固定的 役割分担等を見直す必要がある。この問題意識に立ち、 人権尊重を基盤にした教育、学習および啓発事業を通 して男女平等の意識づくりを行っている。

## 1 ねりまフォーラムの開催

男女共同参画を広く区民に理解してもらい、自分自 身の問題として考えてもらうために開催している。

平成10年度から広く区民の意見を取り入れるため、 公募区民による実行委員会の企画・運営により実施し ている。

21年度は、練馬公民館において、「アンナ流 男女共 同参画」をテーマに、荻野アンナさんを講師として講演会(参加者206人)を行った。

## 2 男女共同参画週間

毎年6月23日から29日までの「男女共同参画週間」 (12年12月内閣府男女共同参画推進本部決定)に、「男 女共同参画社会基本法」の目的や基本理念について、 広く区民に理解を深めてもらうため、「男女共同参画社 会基本法」をイラスト入りで分かりやすく解説したパ ネル等の展示を行った。

## 3 女性に対する暴力をなくす運動

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は女性の人権を侵害するものであり決して許されるものではない。女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的とし、毎年11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間「女性に対する暴力をなくす運動」(13年6月内閣府男女共同参画推進本部決定)を実施し、暴力の実態を表したパネルの展示を行った。

#### 4 啓発冊子の発行

「MOVE (う・ご・く)」、「女性手帳」等の冊子を 発行した。

## ●男女共同参画に係る総合的な施策の企画、立案およ び調整事業

国は男女共同参画社会基本法を平成11年6月に制定し、男女共同参画社会の形成を推進している。区は13年3月に「練馬区男女共同参画計画」、18年3月に「第2次練馬区男女共同参画計画(18年度~22年度)(以下「第2次男女共同参画計画」という。)」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に施策を展開している。

今後も男女共同施策を着実に推進するために、22年 度中に第3次男女共同参画計画を策定するとともに、そ の他の施策全般について、男女共同参画の視点を反映 させていく必要がある。

また、男女共同参画社会を実現するためには、区民 や自主的な活動を展開する市民活動団体などとの協働 および国・東京都との連携が重要である。

#### 1 男女共同参画計画の推進

(1) 第2次男女共同参画計画実施細目の策定 第2次男女共同参画計画を推進するために、区は毎

年度「実施細目」を策定し、計画の適正な進行に努めている。

#### (2) 審議会等への女性委員の積極的任用

第2次男女共同参画計画に基づき、区では政策決定に重要な役割を担っている審議会等に女性の意見を十分反映させるため、計画の最終年度である22年度までに、法令等で資格要件が定められているものを除き、女性委員の比率を50%とする目標を設定した。毎年、女性委員の任用状況を調査し、その結果を明らかにするとともに、積極的な任用を促している。

なお、21年度の比率は38.8%であった。

## 2 男女共同参画推進懇談会

男女共同参画の取組を総合的に推進するため、練馬 区男女共同参画推進懇談会で区民の意見を聞きながら 男女共同参画の各種施策を進めている。22年3月には、 次期男女共同参画計画の策定に向けて懇談会から提言 を受けた。この提言を参考として22年度中に第3次男女 共同参画計画を策定する。

## 3 練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画の 策定

20年1月、国が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を改正したことに伴い、法の基本的な方針に即し、都の基本計画を勘案するとともに第2次男女共同参画計画を踏まえ、21年3月、区の施策として「練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画」を策定した。策定に当たっては、練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議で検討を進めるとともに、練馬区男女共同参画推進懇談会および区民意見反映制度による区民の意見を反映した。この計画に基づいて区内の関係機関および東京都と連携・協力し、施策を推進している。

## ●男女共同参画センターの運営

男女共同参画センターは、女性が学び、活動し、交流することにより、女性問題の解決に寄与する施設として、昭和62年4月、婦人会館として開館し、平成3年には練馬女性センターに改称した。その後、20年4月には、施設への親しみやイメージアップを図るため、区民公募により施設の呼称を「えーる」と定め、正式名称と併記し、愛称として使用開始した。

22年4月からは、男女が性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設として「男女共同参画センター」と名称および目的を変更した。これにより、女性にも男性にも親しまれ、利用しやすい施設として活用してもらうこととした。

センターには、会議室、視聴覚室、和室、研修室、 録音室、相談室、図書・資料室、保育室、団体等の交 流コーナー、授乳コーナーなどの施設があり、施設の 貸出も行っている。

図書・資料室は、男女共同参画の推進に係る図書や 区、都、国および大都市の行政資料などを備え、区民 への閲覧・貸出を行っている。また、男女共同参画の 推進に係る情報の収集および提供のほか、学習に関す る図書案内、読書相談にも応じている。

相談室においては、女性の何でも相談のほか、カウンセラーによる専門相談など様々な相談に応じている。

練馬女性セ	ンターの	り海砂利	田状识
***************************************	- x - v	ノルルミマベリ	H14 A //I.

平成21年度

平成22年3月31日現在

·	施		設		利用者(人)
会		議		室	9,907
視	聴	į	覚	室	15,329
和	室	(	大	)	5,499
和	室	(	小	)	4,519
第	1	研	修	室	7,973
第	2	研	修	室	6,076
第	3	研	修	室	7,362
	小		計		56,665
録		音		室	4,480
保		育		室	5,377
	合		計		66,522

	収	集	資	料		数量
図					書	12,766冊
行	行 政 資		料	2,900種		
女	性	4	体	資	料	679種
雑	雑		誌	15誌		
新	新		聞	7紙		
ビデオテープ(DVD含む)			53本			

## 練馬女性センターの図書・資料室の利用状況 平成21年度

開館時間 利用登録者 貸出図書 読書相談				
	開館時間	利用登録者	貸出図書	読書相談
午前9時から 午後9時30分まで (読書相談は 1,307人 10,129冊 103件 午後5時まで)	(読書相談は	1,307人	10,129冊	103件

## 練馬女性センターの相談室開設状況

平成21年度

相談	相 談 日	相 談 時 間	相談件数(件)
女性の何でも相談	毎日	午前9時から午後7時まで (祝休日は午後5時まで) (子育てに関する相談は 午前9時から午後5時まで)	4,104
心の相談 (カウンセリング)	毎日 予約制	午前10時から午後7時まで (祝休日は午後5時まで)	945
法律相談	土(祝休日を除く)予約制	午後1時から午後4時まで	537
女性および母子への 暴力に対する専門相談	月・金 予約制	月 午前9時から午後5時まで 金 (第一を除く) 午前10時から午後7時まで 金 (第一) 午前9時から午後5時まで (練馬区区民相談所で実施)	573

(いずれも年末年始を除く)

## 練馬女性センターの事業実施状況

## ・女性センターえーるフェスティバル「男女がともに輝くねりまをめざして」

6月6・7日に女性センターえーるフェスティバルを開催した。講演「言葉の心・言葉の力」(加賀美幸子)、ミニ講演会「介護現場にみる女性の仕事」・「糖尿病について」・「子どもの生きる力を育てる大人になるために」、手作り体験コーナー、人形劇とパネルシアター、健康いきいき体操、男女共同参画に関するパネル展示、利用団体の作品発表を内容とし、延べ1,889人が参加した。(保育人数4人)

• **実施講座** 平成21年度

項目	事 業 名	開催月	回数 (日数)	参加者 (延べ)	保育人 数
		月	日	人	人
	女性のための再就職パワーアップ講座(第1回)「セミナー編」	6	1	66	4
	「パソコン編」	7	4	19	0
	図書・資料室講座「本の時間~ブックタイム~」	8 · 2	2	11	12
	女性学講座「自分史をつくる」	10	4	65	0
1 to pp p2 3H 44	コミュニケーション講座「男と女」 「上司と部下」	11	1	30	4
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座 「母と娘で学ぶ生涯を通じた女性の健康づくり講座」	11	1	10	1
	女性のための再就職パワーアップ講座(第2回)「セミナー編」	11	1	32	4
	「パソコン編」	12	5	20	4
	ネットワーク講座「パパのためのベビーマッサージ教室」	1 · 3	4	70	4
	女性のためのパソコン講座	3	5	26	4
生活と文化の講座	パソコン相談会	5.8.10.2	8	77	5
区民企画講座	「どうして私たち息苦しいの?~それってDV?~」	11	1	8	0
	「安心して老いるために」	11	1	40	0
	「働く喜びを実感したい~女性の非正規雇用~」	11	1	21	0
	「女性が働き続けられる国~北欧の子育てと教育~」	12	1	22	2